

(2) 結城市の空家等の現状について

1. 空家等の把握件数（生活環境課による調査）※令和4年1月1日現在

空家等：342件 ……1年以上使用していない建物、工作物及び敷地

特定空家等：0件 ……空き家特別措置法に基づく著しく状態の悪い空家等

○ランク別

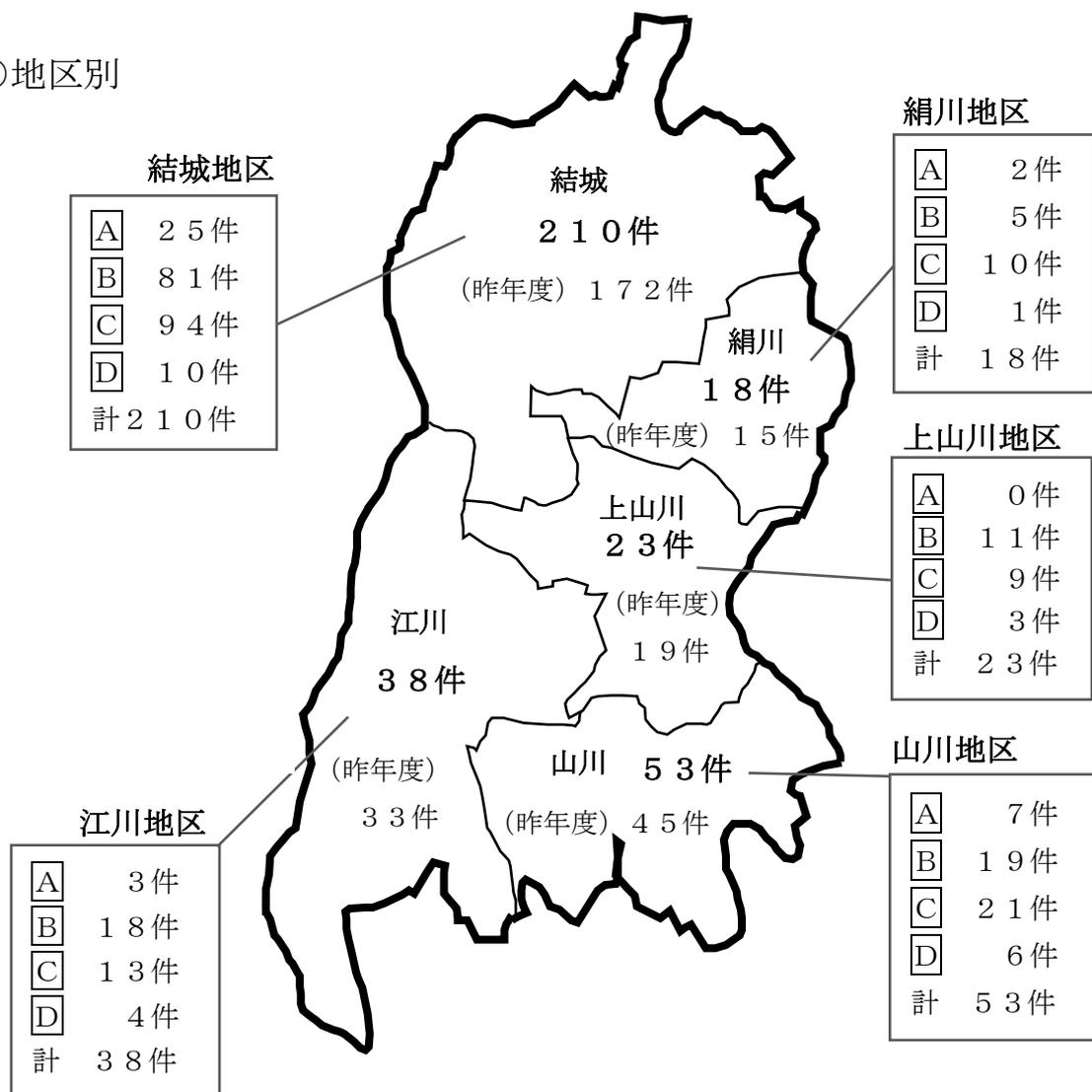
	A	B	C	D	合計	
令和 3年度	37	134	147	24	<u>342</u>	(昨年度) 284件

【状態】 良 → → → 悪

※増加理由

市直営による空家等
調査を実施したため

○地区別

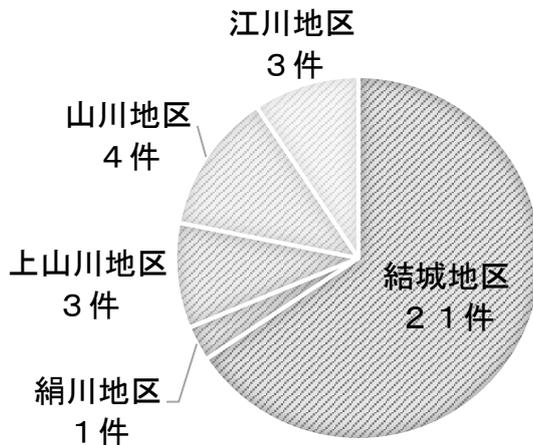


2. 空家等に対する苦情

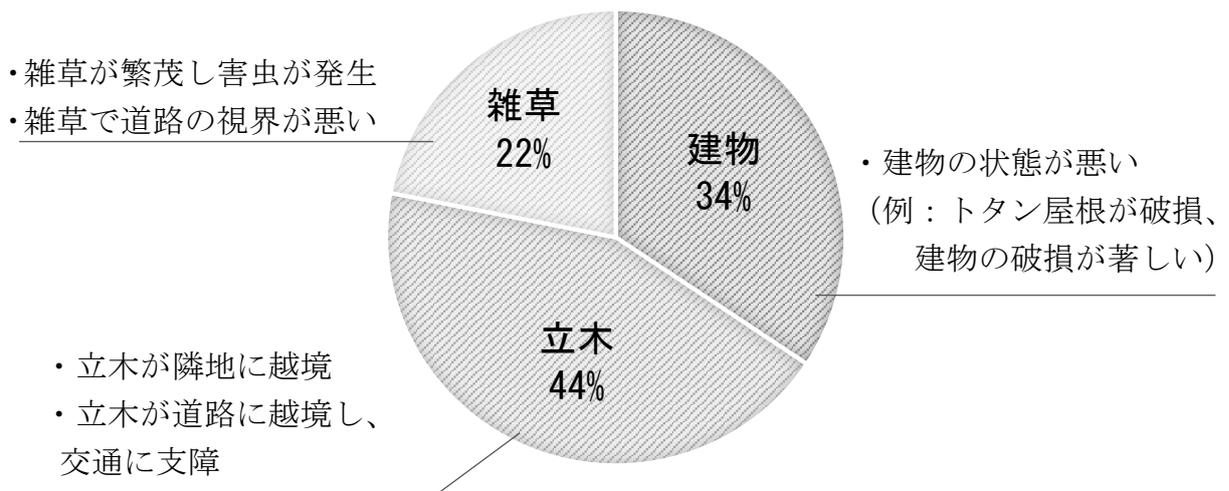
○令和3年度の苦情件数 **32件**

※令和4年1月1日現在

○地区別の苦情件数



○苦情内容



(3) 緊急安全措置の報告について

○緊急安全措置とは・・・

結城市空家等対策推進条例第15条に基づくもので、空家等に倒壊など危険な状態が切迫し、人命や財産に甚大な損害を及ぼすおそれがある場合に、市が危険を回避するための最低限度の措置を実施することができるもの。

1. 令和3年度実績 1件 (令和4年2月16日現在)

(4) 空家等解体費補助事業について

事業の趣旨

老朽化等により周辺の生活環境の保全に著しく有害となる空家等の解体を促進し、周辺住民の生活環境の保護に寄与することを目的として、空家等の解体費の一部を補助。 ※令和3年度から開始した事業

補助金の額

解体工事費用の1/2 (上限30万円)

1. 令和3年度の交付決定 8件 (今年度の申請受付は12月末で締切)

2. 令和4年度の予定

- ・所要額を令和4年度の予算要求額に計上
- ・引き続き市ホームページやお知らせ版により周知を行う

(5) 空家等所有者に対する意識調査について

市の空家等対策についての課題等を把握するため、空家等の所有者や相続人に対してアンケート調査を実施する。

調査結果から、「空家等になる原因」、「所有者の悩み」、「市に対する要望」など、市の空家等の傾向などを把握することができる。

調査対象者	生活環境課で把握している空家等（342件）の所有者等
調査時期	令和4年7月頃を予定（郵送）
備考	<ul style="list-style-type: none">・所有者等が死亡している場合は相続人代表者に送付。・今後、策定予定の空家等対策計画に反映